

# 交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会  
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目  
ノースキャピタルビル4階

第20号 2006年4月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail [hk-higaisha@nifty.com](mailto:hk-higaisha@nifty.com) ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

## 隆輔は 意識も戻らないまま 小さな体で闘っています

稚内市 米内 隆俊



米内 隆輔 (よない りゅうすけ)  
平成9年3月18日生まれ

平成15年6月20日、午前7時30分。稚内南小学校に入学から2ヶ月の隆輔は、仲良し二人きょうだいの中学生の姉と一緒に「いってきまーす」と元気に家を出た。それから20分後、姉と別れた隆輔は信号機のない横断歩道の中央付近で、前方不注視の加害者(女性、25歳)が運転する乗用車にノーブレーキで約10m跳ね飛ばされた。加害者に救護処置もされず、隆輔は病院到着まで心肺停止状態であった。事故現場は見通しの良い通学道路で、小中学生の登校時間帯にもかかわらず、加害者は何故万全な注意が出来なかったのか。

隆輔は脳挫傷、低酸素脳症等により四肢麻痺、人工呼吸器管理の状態。意識も戻らないまま、小さな体で闘っています。

妻は職場を退職し、面会時間一杯息子に付き添っています。私はいつでも病院に駆け付けられるように、出張のない部門に替えてもらいました。祖母は、事故のショックによりうつ病になって通院。高校生になった姉は楽しく多感な時期なのに、学校が終わると病院での付き添いという二重の生活を強いられています。

何ととっても、これから一番楽しい人生を送れるはずだった息子をひどい目に遭わせ、人生を台無しにし、私達家族をめちゃくちゃにした事は絶対に許せません。

加害者は現行犯逮捕で起訴され、刑事裁判では平成16年5月12日、禁錮1年6月、執行猶予3年を言い渡されましたが、歩行者が守られなければならない場所での重大過失であるのに、あまりに軽い処罰です。加害者の起こした事故は隆輔だけでなく、目撃した同級生や他の児童にも深い心の傷を与えた重大事件である事を忘れないでほしい。

このような悲惨な交通事故が根絶されることを切に願います。

隆輔の父

(「いのちのパネル」より)

### 今号の主な内容

- ② 「自賠法」を真に被害者救済の制度へ ～見直しについて国交省が会に意見聴取～
- ④ 被害者等に刑事裁判参加と附帯私訴の権利を ～法務省刑事局ヒアリング報告～
- ⑥ 「公判前整理手続き」の適用となって(白倉博幸・裕美子)
- ⑦ 民事差し戻し審結果の報告(土場一彦) 交通教育の課題(1)(前田敏章)
- ⑧ 加害者は控訴審で実刑になりました(島田佑三子)
- ⑨ 亡き娘を感じながら、旧道路公団を民事提訴しています(高橋利子)
- ⑩ 子どもたちに元気をもらって～高校での交通安全講話から～(伊藤博明)
- ⑪ 厳罰を求める署名に協力を(小林敦) 書籍紹介 ⑫ お知らせ、活動日誌、編集を終えて

## 「自賠法」を真に被害者救済の制度へ 見直しについて国交省が会に意見聴取・・・1月31日、事務所

1月31日、当会事務所において、国土交通省自動車交通局保障課の意見聴取会が行われました。これは「自動車損害賠償保障法」（「自賠法」）が2002年4月に改正された際、5年後（2007年）に被害者救済のための見直しを行うという付帯決議がなされており、この検討のために被害者団体などから実態とニーズについて聴くという趣旨で設定されたものです。

この日遠く札幌まで足をのぼしていただいた担当官は保障課の瀧本峰男課長と本間係長。被害者の会からは、前田、小野、佐川、内山、荻野、太田の各世話人と「脳外傷友の会、コロポックル」副代表でもある篠原会員、そして樋口事務局長の8名が出席しました。以下、要望内容について報告します。（前田）

### 抜本的改善が急務

最初に前田が会の要望事項を基本にした「要望書」（右記）を提出し、次の諸点を強調しました。

■ 制度の抜本改正を・・・「自賠法」発足の精神（後記※法の目的参照）に立ち返り、正当な損害補償が、民間損保の利潤獲得の具にされているという現行の矛盾、不公正を生むシステムを改めて欲しい。

■ 支払限度額や給付水準を抜本的に改善すること・・・例えば、障害による損害限度額120万円というのは28年間も据え置きのみであり、大きな問題であることなど。

■ 認定基準の抜本改定を・・・労災保険の基準に準拠しているが、この基準は昭和20年代に作られたもので、身体機能のみに着目し脳や神経の機能障害には着目されていないなど問題が多い。

■ 公正な査定と保障とそのための捜査の科学化、公正化、透明性を・・・設立目的に反し、保険会社の収支に合わせて査定という問題あり。被害者救済が目的で、中立的判定が職務の損害保険料率算出機構（略称：損保料率機構）の要職を損保会社出身者が占めるなど矛盾がある。国の管理とすべき。国交省からも捜査の科学化や公正化のための制度保障（交通事故調書の早期開示など）を要請して欲しい。

■ 見直しと抜本改善に当事者の意見尊重を・・・犯罪被害者等基本計画の精神と齟齬をきたさないよう配慮すること。



注：「自動車損害賠償保障法」（1955年、被害者救済を目的に発足）第一条「この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする」

### 自動車損害賠償保障法見直しに関する要望

北海道交通事故被害者の会

- 1 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させるなど、抜本的改正をお願いしたい。正当な補償が民間損保会社の儲けの具とされるという矛盾を改めていただきたい。
- 2 当面の要望として、損害賠償が適切に迅速に行われるよう、次の諸点を改正案に盛り込んでいただきたい。
  - (1) 後遺障害認定基準を見直して、実態に見合う適切な損害賠償を実現していただきたい。
  - (2) 脳外傷による高次脳機能障害の認定など適切に行われるようにしていただきたい。
  - (3) 正確な診断書に基づく、適正な認定がなされるための制度保障を実現していただきたい。
  - (4) 損害賠償の迅速な支払いを実現するとともに、不当な払い渋りを許さないための制度を確立していただきたい。 以上

### 負傷者の要望

次に荻野さんと太田さんが負傷者の要望について実態を含め発言しました。要旨は以下の通りです。（太田さんの訴えは後記）

■ 自賠責保険の限度額が低い・・・症状が残留したまま症状固定とされ、医療機関から十分な治療を受けられない。治療費、交通費、休業補償が止められる。医療機関の不当な診察拒否、後遺症診断書記載拒否がある。

■ 自賠責保険の後遺症診断書について・・・身体状況を網羅するには粗雑である。障害年金診断書と同様に詳細にして欲しい。

■ 後遺症等級について・・・現在自算会で等級が決定されているが担当医師もいなく面談も無く適正な調査でない。症状より低い認定がされている。

■ 過失割合について・・・自賠法に道路交通法上の過失の明示がないため任意保険会社の提示による錯誤の示談がある。現在、その渦中で翻弄される被害

者が多く、弁護士に委任しないと問題が解決しない。当たり前前の補償をして頂きたい。

■ 被害者に過失が無いのに不当な払い渋りがあり、損害保険会社から訴えられたり、調停をかけられている。人権侵害を許さないよう指導して欲しい。

### 介護料支給対象者の拡大を 北海道にも療護センター設置を

続いて篠原さんが交通事故による脳外傷の息子さんを持つ立場から要旨以下の訴えを行いました。

■ 交通事故などにより脳外傷を受け、自分の被害状況すら話せず日常生活も困難という大変な状況に置かれている当事者が多い。コロポックルでは約300人の当事者の世話をし、社会復帰の援助などの活動を行っているが、医療と福祉のはざま課題が山積しているという実情を知っていただきたい。

■ 介護を要する後遺障害が現在は1～2級に限られているが、3級以下でも診断によって認められるように改善していただきたい

■ 遷延性意識障害（重度後遺障害）の当事者のために早期の専門的治療と介護が受けられる療護センターを北海道にも早期に設置していただきたい。

### 瀧本保障課長・・・「基準と限度額が 課題、皆さんの声を行政に生かしたい」

瀧本課長は最初の挨拶で、豊平区の札幌しらかば台病院が、このほど国土交通省が環境整備を進めている「短期入院協力病院」の一つに指定されたこと、介護料を支給されている方は是非活用願いたいとの報告をされました。（後記※参照）

ヒアリングの最後には、「今日伺った声を行政に生かしていきたい」との発言があり、後日にも、会宛次の内容のメールが届きました。

「短い時間でしたが、皆様の具体的な事情に接することができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。今後とも皆様の切実な声を聴かせて頂きたいと思います。」

### ヒアリングに参加して 世話人 太田澄子

私は横断歩道を青信号で歩行中、右折してきた車にぶつけられ左足に障害を負った。健康だけが取り柄だったのに長い入院生活、長期の通院、障害の為行動を制限され、その失ったものはとても大きいし、事故のために私の人生も激変してしまっ

た。痛みによる肉体的苦痛、その障害を受け入れるだけでも大変な事なのに損保会社は私に心理的苦痛まで与えた。歩行困難なのに交通費も止められ、

経済的負担も多大になり、それを請求すると調停をかけられ、3年半以上も苦しめられた。

面倒なことを嫌い正当な後遺症診断書すら書いてくれず暴言を言ったある医師、誠実に活動してくれず営利だけを目的にしたある弁護士。このように二次被害、三次被害に苦しめられ、最後は心理的疲れで示談したといっても過言でない。

なぜ、交通法規を守りながら怪我をさせられたのか。なぜ、こちらが悪くもないのに調停をかけられなければならなかったのか。なぜ、怪我が完治もしていないのに症状固定という言葉で治療を中止するのか。なぜ、被害者が自分で治療費、検査費、交通費、弁護士の費用など経済的負担をしなければならないのか。たくさんのなぜという言葉が浮かんできた。

これは、自賠責保険の限度額が低く、それを越えたものは営利を目的としている損害保険会社が受け負っているためだ。損害保険会社の払い渋りにより苦しめられている被害者がなんと多い事か。

自賠責の等級は、被害者が治療を受け、生きていくための大事な補償のはず。等級を決定する自算会で、医師との面談もなく、簡素な後遺障害診断書に基づき、さらにはその業務に加害者側の損害保険会社まで関わるといえるのでは、果たして正当な等級といえるのだろうか。

又、私の加害者は、一言の謝りもなく、暴言をはき、調停にすら出なかった。無責任だし、すべてを損保会社に任すのは人の情としてどうなのだろう。司法の場でも調停委員が損害保険会社出身なので平等の審理とはいえないのではないか。

体験を通して様々疑問を感じたが、同じ不条理な思いを他の被害者にさせてはならないと強く思う。怪我による肉体的苦痛、損保会社から受ける心理的苦痛、交通費等の経済的負担という三つの苦痛。これは被害者の人権に関わる問題。

自賠責法三条には「他人の生命、又は身体を害した時は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」とある（運行供用者責任）。法律は被害者を守るものでなければならない。

被害者が、理不尽に二次被害、三次被害に遭わないよう自賠責保険が一本化されます事を、怪我を負った人が完治迄治療を受けられ、将来安心して生活できる補償を切に望みます。

今回、国土交通省の方に私達の実態を聞いてもらう機会を持って頂き感謝しております。

※ 短期入院協力病院

札幌しらかば台病院（医療法人社団康和会）

【対象症状：脳損傷・脊髄損傷・胸腹部臓器損傷】

〒062-0052 札幌市豊平区月寒東2条18-7-26

連絡先 医療連携室 011-852-8866（内線178）

※ なお、上記療護センターの運営などを行っている「独立行政法人自動車事故対策機構」（NASVA）のホームページは <http://www.nasva.go.jp/> です。

## 被害者等に、刑事裁判参加と附帯私訴の権利を

### 法務省刑事局のヒアリング報告

代表 前田 敏章

3月2日、法務省刑事局のヒアリング（会場は法務省会議室）に会として参加してきました。これは、昨年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」の中で、2年以内の検討とされている刑事局関連の事項について被害者団体等の意見聴取を目的に開催されたものです。

対応したのは刑事法制管理官大谷晃大氏他2名でした。持参した意見書と資料の補足説明という形で、被害者の実情と願いを、25分の時間一杯使い発言してきました。

強調したのは、①犯罪被害者等は当該事件に最も切実な利害を持つ実質的な当事者であること。②被害者等個人の尊厳という理念から、刑事裁判においても「証拠品」ではなく当事者として扱い、被告人と対等な権利を認めることは当然であること。③このことから、附帯私訴と刑事裁判への直接関与に関する制度、そして情報開示を、先送りすることなく権利として制度化していただきたいこと。④諸外国に比し20年以上の遅れがあるといわれる被害者の権利は、2000年の「犯罪被害者保護関連3法」実施後も本質的な改善がされていないという具体例がこの北海道においても多数あること、などです。

陳述の後、大谷管理官から、「2年以内の検討というのは決して先送りではない。他の法律の関連もあり、時間を要するから」という趣旨の発言がありました。

以下、会の意見書と、具体例として提出した土場さんと白倉さんの書面（一部抜粋）を紹介します。

## 「犯罪被害者等基本計画」に関する意見

北海道交通事故被害者の会

### 1 附帯私訴制度について

〈基本計画の項目〉

法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。（「計画」Vの第1の1の(1), 17頁）

〈意見〉

**刑事裁判手続のなかで、民事の損害賠償の手続も行われる附帯私訴制度を導入していただきたい。**

〈理由〉

現在の制度の中で被害者が単なる証拠物として蚊帳の外に置かれている現状、および切実な負担軽減という願いから、公訴参加と附帯私訴はセットで論じ、早期に導入して欲しい。

### 2 公訴参加、調書開示など刑事裁判手続きへの直接関与について

〈基本計画の項目〉

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、（以下前項下線部に同じ）

（「計画」Vの第3の1の(1), 41頁）

〈意見〉

**被害者等が望むとき、刑事裁判において訴訟当事者として在廷し、自ら加害者に質問したり、証拠を提出したりすることができる公訴参加制度を実現し**

**ていただきたい。**

**また、この訴訟参加の前提ともなることであるが、当事者として当然の知る権利を認め、捜査の公正を期すためにも、警察が作成する交通事故調書の早期開示を可能にしていきたい。**

〈理由〉

1 被害の当事者が、真実を知りたいと願い、その上で正当な刑事罰を求めたり、民事賠償請求をすることは当然の権利である。

刑事手続きに当事者として参加することも、直接的な利害関係人として当然のことであり、個人の尊厳に基づき、手続において被告人と対等の権利が制度として保障されるべきであること。

2 とりわけ、交通犯罪においては、真実に基づく正当な裁きがなされず、「死人に口なし」という言葉に象徴される不公平がある。それは現場の捜査担当者の努力だけではもはや抜本改善が見込まれない、システム上の問題となっていること。

3 「知る権利」が侵され、不公正な事実に基づいて裁かれるという二次的被害の元凶が放置されるなら、行政や司法に対する不信は極限にまで達し、基本法前文の理念「犯罪被害者等の視点に立ち、その権利利益の保護を図る」や、第3条の「尊厳にふさわしい処遇を保障される」権利は、空文となってしまうこと。

### 3 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大について

〈意見〉

**使用目的に限定があるなど、当事者として当然の「真実を知る権利」を制限している閲覧・謄写の要件を抜本的に緩和していただきたい。**

### 附帯私訴と公訴参加に関わる意見書

## 刑事裁判及び民事裁判の実態と事実認定の齟齬について

北広島市 土場一彦

### 1. 事件に対する認識

2001年8月18日 長男俊彦(9歳、小学4年)は歩道上に乗り上げ暴走した軽乗用車にはねられて死亡しました。俊彦が友達3人と遭遇した事件は、加害車両が車道から逸脱し、2.55m幅もある路側帯に斜走・進入しただけでなく、更にその先の20cmも段差のある歩道に乗り上げた上、そこから子供達に向かって歩道上を時速50km/hあまりで暴走し、次々と跳ね飛ばして50mも先で街路樹に衝突して停止したというものです。路側帯に斜走・進入して歩道に乗り上げた事だけでも信じがたい行為ですが、その地点で子ども達を轢いた訳ではありません。歩道に乗り上げた加害車両の進行方向前方には擁壁があります。加害者は、その擁壁への衝突を避けたにも関わらず、歩道上を暴走する間に適切なハンドル操作やブレーキ操作を一切行わずに乗り上げ地点から30数mも先の子供達を回避すらしなかったことは、故意というべき悪意ある行為と考えました。

### 2. 刑事裁判の過程

これらの真実が明らかにされると信じて疑わずに臨んだ一審では、歩道に乗り上げた地点での衝突(本人の供述及び実況見分結果)を立証するだけの証拠により裁判が行われ、双方控訴による二審では、歩道に乗り上げた地点から更に30mあまり暴走した地点での衝突(目撃者供述及び再実況見分結果)を立証する証拠が加えられましたが、加害者の証言の転変(当初の供述も警官誘導によるもので、事件の記憶がない)によって、真実がうやむやにされて業務上過失致死罪での禁固刑が確定されました。

### 3. 民事裁判の過程

事件の真相を求める為、刑事裁判の証拠をもとに自動車短期大学学部長に鑑定して頂いた結果、「歩道上に乗り上げた以後、意識を持ったハンドル操作が最低3回行われないと、今回のような軌跡で加害車両が走行することはあり得ない」と断定され、目撃者立会の再実況見分調書をもとに衝突地点を実況見分図面に記すと、歩道

に乗り上げた地点から30数m離れた場所で俊彦達に衝突したことも明らかとなりました。

加害者に対する尋問においても、これらの可能性を認める供述が得られました。

### 4. 意見

刑事裁判では加害者証言に基づく調書によって公訴事実が構成され、公判維持の目的だけの為に裁判が進められ、結果として民事裁判で当事者が立証した真相とは齟齬が生ずる状況が明らかでした。当事者が立証しなければ真相を知り得ないという実態自体が大きな問題ですが、刑事裁判を待って証拠書証の開示を受けなければ、民事裁判も進められないという現状が双方の裁判での事実認定の齟齬を生じさせる大きな要因となっていると感じています。当事者の刑事裁判への参加、附帯私訴の権利の確保が、真相を知らされずに置き去りにされて苦しんでいる被害当事者の救済につながる唯一の道であると確信しています。

被害者の権利確保、保護がなされなければ、真の意味での加害者矯正にも結びつきません。不条理に命を奪われた息子の為にも、健全で安全な社会を後世に残すためにも被害当事者の刑事裁判参加を強く求めます。

### 犯罪被害者等の刑事裁判直接関与の必要性

南幌町 白倉博幸・裕美子

(前半略) 私どもの事件の経緯を述べたように、警察が必ずしも適正捜査を行っているとは限らない。遺族の持っている客観的証拠を、民事裁判同様証拠として使えるような制度にすることが必要ではないか。事実、遺族のほうが写真・ビデオ等で証拠を多く持っていたり、警察が知らないか若しくは捜査していない事実関係を多く立証している場合もある。

捜査段階から被害者に適正に情報開示し、証拠に関しても積極的

に認めるべきである。

そして、刑事裁判に被害者を積極的に参加させることが、被害者の権利確立に繋がると考える。

犯罪被害者は、事件が起こったその瞬間からなぜこのような犯罪が起こったのか、どのような捜査が行われているのか真実を知りたいと思うのである。

かけがえの無い、愛する家族・子供の命が奪われた者であれば、その気持ちはより強いものであり、どんなに時間が経とうとも悲

しみや悔しさ・辛さは、増幅されることはあっても、気持ちが癒えるとか悲しみが薄らぐ事も無いという事を理解して欲しい。

「犯罪被害者を救う目的の法律を」と言うのであれば、何より犯罪被害者にとってかろうじて1つの区切りとなりうる刑事裁判に関わる情報を開示し、裁判でも直接関与を認めることを強く要望する。

遺族にとって刑事裁判が如何に重要な意味を持っているのかを考えれば、被害者等が望むときに刑事裁判への参加が認められるということは当然である。

## 会員からの報告とお便り・・・その1

### 「公判前整理手続き」適用となつて

南幌町 白倉博幸 裕美子

#### ●基本法に逆行する「公判前整理手続き」

「公判前整理手続き」(以下「手続き」と略記)の適用となり、これほど苦しむ事になるとは夢にも思っていないませんでした。

犯罪被害者等基本法でようやく被害者に対しての権利が明記され、基本計画では刑事裁判への直接関与が課題となっているにも拘わらず、新しく刑事訴訟法に加えられた「手続き」はそれと逆行し、被害者に対しての明記が全く無いのです。

#### ●「公判前整理手続き」とは

第一審の裁判を2年以内に終わらせる事を目標するなど、「裁判の迅速化」を目的としたもので、2009年より導入となる『裁判員制度』で裁判員となる国民に対しての配慮です。裁判員になる方に分かりやすく、かつ、拘束時間を減らす為、裁判前に争点や証拠を「裁判所」「検察官」「被告弁護人」の三者が整理するというもので、非公開で行われます。「手続き」を経た裁判は、「連日的開催」を原則としている他、初公判から判決までの日時も全て、「手続き」の中で決定します。

#### ●「手続き」の被害者の視点での問題点

「手続き」を定めた法律には、被害者の権利の明記が何一つありません。被害者は当事者ではないとの従来の刑事司法の考え方を踏襲しているため、被告弁護側は非公開の手続きに参加して公判前に事件の内容を知ることが出来るのに、一方の当事者である被害者は蚊帳の外なのです。

その上、この「手続き」は起訴と公判の間に行われるものであるため、被害者に適用となっても知らせる義務がありません。事実、美紗の事件についても起訴から2ヶ月経っても公判通知が来ないため、検察庁に問い合わせ初めて知る事となりました。

次に、「手続きは非公開」で進められます。現在の考えは「非公開＝秘密」との事で、「手続き」適用に至った経緯、「手続き」の進行状況も知る事が出来ません。期日だけは、地検に再三申し入れた結果知る事が出来るようになりました。

美紗の事件に関して言えば、本来は「適用外」の業務上過失致死事件です。裁判所が必要と認めれば、どのような事件も適用する事が出来ると記載はありますが、裁判所がどのような理由から「手続き」の適用を決めたのか、更には何をを行っているのかわからないまま、公判まで数ヶ月間も待たされるのです。

検察側と被告側の不利・有利やスピード審議ばかり報じられますが、私どもにとっては不利有利の問題以前に、手続きの経過や争点を被害者である当事

者が知る事もできないことが問題ではないかと訴えています。

#### ●意見陳述と「連日的開催」の矛盾

さらに、「連日的開催」の問題点があります。私どもは公判での意見陳述を求めています。これは2000年の犯罪被害者保護法で認められたもので、多くの被害者遺族はこの陳述を、第1回公判後約1か月の間を置いた2回目以降の公判で行ってきました。公判に提出された刑事記録の閲覧謄写を求め、事件の詳細を知った上で陳述したいという切実な思いが被害者にはあるからです。

しかし、連日開催ではこの趣旨と権利が活かされず、結果として遺族にとっては全く意味を成さないものになってしまいます。ここには、被害者保護法の精神は全くありません。閲覧等の手続きが終わる前に公判が終わってしまう可能性もあります。

私どもは上申書を提出し、従来通り期日を空けるよう要望していますが、未だ認められてはいません。

「手続き」適用裁判と従来裁判で、このような差別的な処遇があってはならないことであり、連日的開催とするのであれば、早い段階から記録の閲覧謄写等を認めるなどの改善が必要です。

#### ●被害者保護の精神を 札幌高検に対し要望書を提出

私どもは、3月29日、札幌高等検察庁宛に要望書を提出しました。内容はこれまで地検に提出した、

- ◆「争点整理の内容について逐次教えて欲しい
- ◆事件の詳細を知った上で意見陳述したいので、第1回公判後3週間は開けて2回目以降の公判として欲しい。との2点に加え、◆公判前整理手続きに当事者として傍聴させて欲しい◆検察官は被害者の味方になって、正常なコミュニケーションを取って欲しい、などです。

権利確立はどの犯罪被害者にも必要であること、私どもの事件が今後の前例となっていく事を前提に、被害者を蚊帳の外に放っている現状は被害者保護法や犯罪被害者等基本法のおよび計画の精神とも矛盾すると訴えました。

応対した飯倉刑事部長は一定の理解を示し、「(この問題で)被害者側が意見を出すことは重要」と述べ、今後様々な問題点解決に向け検討していくと返答しました。



会員からの報告とお便り・・・その2

民事差し戻し審結果の報告 北広島市 土場 一彦

3月23日、差し戻し審（高裁）判決

差し戻し審の状況の報告も出来ずにおりましたが、3月23日に私どもの民事差し戻し審(札幌高裁)の判決が下されましたので、結果を御報告させていただきます。

昨年6月に最高裁において、「裁判処理の統一性を担保する為に、中間利息控除は法定利息率5%をもって逸失利益を算定するものとする」という判断が下されて以降、この判決に異を唱える法学者及び司法関係者、マスコミの方々等が出版物や取材・報道を通じて社会に訴えて頂いたことは、私どもが提訴に込めた思いや被害者が被る不条理の一端を広く認知してもらえるきっかけとなったのでは、と考えます。

ただ、これまで不当に奪われた御家族の命に精一杯向き合われてきた遺族の方々に悪しき結果をもたらしてしまったのではないかと、という後悔が強くありました。そのため、差し戻しの審議では私達に何が出来るかを考えて臨んで参りました。

具体的には、逸失利益算定については中間利息控除を法定利息率5%を基に単利で差し戻すホフマン方式採用の主張と、その他は1審で提訴した当時の内容(慰謝料の30年間毎月命日分割払い等)の再度の主張を、計3回の審議の間に新たな証拠書証をもとに尽くしました。

「命日分割払い」認容と増額など前進も

判決の結果は、息子が将来大学に進学していた蓋然性を新たに認め、事件の悪質性(故意に匹敵する)・加害者の非道な対応等を詳述した上で、新たに慰謝料の増額と支払い方法(30年間毎月命日分割払い)を認容し、葬儀費用もほぼ全額の支払いを加害者に命令するという内容で、1、2審でも受け入れられなかった主張も一部認められるものとなりました。

命の尊厳求め、再度上告へ

ただし、判決文では、事件の悪質性を十分に認容させるという点、息子の尊厳を認めさせるという点について評価出来る部分はあったのですが、逸失利益算定に当たってライブニッツ方式で中間利息控除を法定利息率5%を採用する点について、被害賠償の統一性、公平性を担保して裁判処理を進めることの必要性を具体的な根拠なく判示しました。

これは明らかに息子の命の尊厳を鑑みる事のない姿勢で、加害者に対して公平性をすでに損なっている被害者を不当に追いつめるこれまでの判例と何も変わらず、このことに対する1、2審での判断までも否定するようなものでしたので、はじめて私共から上告の手続きをとることにしました。

まだ先が長いですが、少しでも息子に報告出来る結果を求めて進んでいきたいと考えております。

連載①

交通教育の課題 前田 敏章

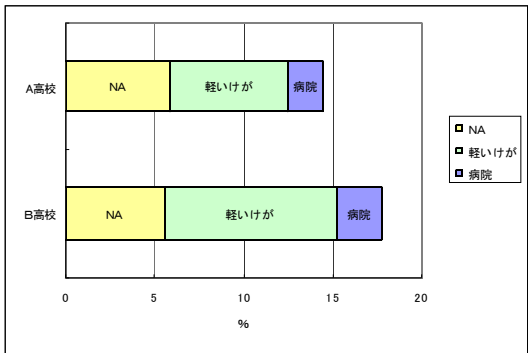
1 交通事故に脅かされる児童生徒の生存権 ~生徒の5人に1人が被害に~

4年前と昨年、交通安全講話を依頼された札幌市内の高校で、生徒の実態調査を行う機会を得たが、その危険な状況に慄然とした。

これまでに歩行もしくは自転車通行中に事故に遭った経験があるという者が、それぞれ、14% (A校 83人/578人中) 18% (B校 188人/1057人中) に及び、入院や通院加療をした者はそれぞれ1.9% (11人) 2.6% (27人) であった。(右図参照)

また「クルマにより危険を感じたことがある」が56% (A校 321人) と62% (B校651人) にも達すること、さらに注目すべきことは、実際に被害に遭った場合も、学校や警察には届けられないことが多いことである。前述の事故に遭ったと回答したA校の83人中32人、B校では188人中75人(何

と4割)は届けていない。被害に遭ったのに大人からは「注意が足りないから」と叱責や指導されることが要因の一つと考えられるが、この事も含めて「事故の氷山図」(後述)を裏付けている。(次ページへつづく)



事故に遭った割合と被害の程度 (札幌市内の2高校)